

福島県市町村支援プログラム

令和2年3月

福島県行財政改革推進本部

I 趣旨

- 本県は、地域のことは、より住民に近い市町村で解決できるようにしようと、平成6年に自治体初の地方分権ビジョンとして「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」を発信し、住民が主役となる地方自治の大切さ、その住民に一番近い市町村が優先する地方分権の重要性を訴えてきました。
- 平成18年2月には、住民が主役であることが実感できる地域社会の実現を目指す「『地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言』進化プログラム」をとりまとめ、地方分権の理念を具体化させるためのシステムを整備し、真の分権型社会の実現に向けて取り組んできました。
- それから10年あまりが経過する中、本県は、地方分権の理念の下、震災からの復興や地方創生、それぞれの市町村が抱える固有の課題の解決等に向けて、広域自治体として地域間調整を行うなど、市町村と緊密に連携を図りながら、住民に最も近い市町村の主体性を尊重し、市町村の取組を支援してきました。
- 今後、人口減少と高齢化が進む中、小規模自治体では、安定した行政サービスの提供を維持することが難しくなることも考えられ、県には、広域自治体として、市町村が自立した行政運営を引き続き行えるよう、市町村の課題を的確に把握しながら、専門分野を中心に、これまでよりも積極的な支援を行い、市町村をしっかりと下支えしていくことが求められています。
- このため、市町村が、それぞれの実情に応じて、県の支援策を活用できるように、既存の支援策も含め、分野別や支援形態別に支援策をメニュー化し、市町村支援プログラムとして策定します。

Ⅱ 市町村支援の基本的な考え方

県は、「『地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言』進化プログラム」の下、これまで培ってきた市町村との関係性や広域自治体としての役割を踏まえ、次の3つの基本的な考え方に基づき、市町村に対し支援を行います。

- ◆ 県は、それぞれの市町村が抱える固有の課題とその解決策について、対等な立場（イコールパートナー）で市町村と協議・検討をし、それぞれの実情に応じた支援を行います。
- ◆ 県は、従来の自立支援機能¹⁾を發揮し、市町村の自立を確立する取組に対し支援を行います。
- ◆ 県は、従来の専門・高度技術機能²⁾を發揮し、市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度な技術を要する分野で支援を実施します。

1) 県は、住民に身近な市町村の自立を確立する取組みに対する支援機能を担う。

2) 県は、市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度な技術を要する分野を担う。

【出典】：「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラム

Ⅲ 市町村支援の具体の取組

1 現状と課題

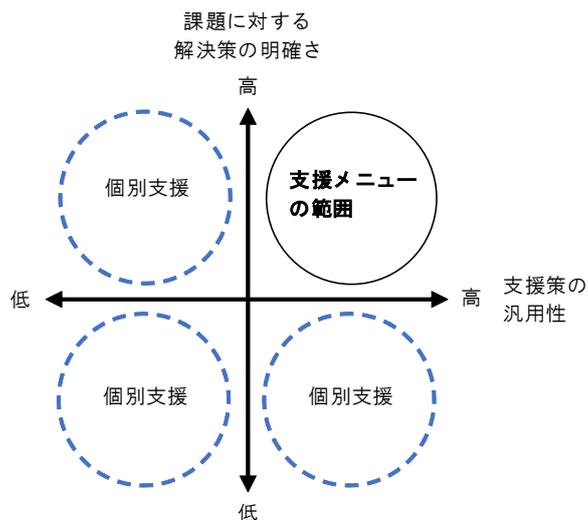
- 県では、これまで、市町村の自主性・自立性を尊重しながら、市町村が抱える固有の課題に対して、必要な支援を行ってきました。
- それらの支援策には、研修の実施や電話等による助言、代行、県職員の派遣など、様々なものがありますが、県の各部局においてそれぞれ支援してきたため、市町村にとっては、県の支援策の全体像を把握しづらく、十分な活用に結びついていない面もありました。
- また、小規模自治体では、人口減少と高齢化の進展などにより、安定した行政サービスの提供を維持することが、今後難しくなることも考えられるため、市町村が自立した行政運営を引き続き行っていくように、専門分野を中心に、これまでよりも積極的な支援に取り組んでいく必要があります。

2 市町村支援策のメニュー化

- 上記の考えに基づき、県として新たに支援策を講じるとともに、市町村が、自らの実情や意向に応じて支援策を選択し、活用しやすくなるように、これまで行ってきた既存のものも含めて県の支援策全体を集約した上で、「市町村支援メニュー」として一覧にしました。
- 市町村支援メニューは、税務や福祉、土木などの「分野別」（別紙1のとおり）及び採用支援や各種計画策定支援などの「形態別」（別紙2のとおり）にそれぞれ整理（メニュー化）しています。
- 市町村支援メニューに基づく支援は、市町村からの要請に基づき行いますが、市町村支援に充てることができる県の人的・財政的資源は有限であることから、県は、複数の市町村の連携により解決を図る取組など、支援効果の高い取組を優先し、支援を行います。

- 市町村支援メニューが対象とする支援の範囲は、県による市町村支援全体の一部であり、市町村が抱える課題に対する解決策が明確で、かつ、解決に向けた支援策が多く市の町村に当てはまるもの（汎用性が高いもの）になります（「市町村支援メニューの対象範囲イメージ」参照）。
- なお、課題の洗い出しの段階での支援や特定の市町村限定の特別な支援等については、引き続き、個別に対応していきます。

《市町村支援メニューの対象範囲イメージ》



3 市町村支援メニューの更新

- 県は、市町村が抱える課題の変化や新たな課題の発生等に対応していくため、市町村の意向を踏まえながら、市町村支援メニューの更新を継続して行っています。

IV 市町村支援プログラムの推進体制及び役割分担

市町村支援プログラムの適切な運用を図るため、庁内の推進体制及び役割分担を次のとおりとします。

1 市町村支援推進部会

- 市町村支援プログラムの進行管理を行うため、福島県行財政改革推進本部に「市町村支援推進部会」を設置します。
- 市町村支援部会では、次に掲げる事務を所掌します。
 - (1) 市町村支援プログラムの見直しに関すること。
 - (2) 市町村支援メニューによる支援に係る対象市町村の選定に関すること。
 - (3) 市町村支援メニューの更新に関すること。
 - (4) その他市町村支援に係る重要事項に関すること。

2 行政経営課

- 行政経営課は、市町村行政課及び各部局等担当課に対し、市町村支援メニューの活用促進及び市町村支援メニューの更新に向けた総合調整を行います。
- 行政経営課は、市町村行政課とともに市町村支援推進部会の事務局を担います。

3 市町村行政課

- 市町村行政課は、市町村支援に係る復興支援・地域連携室（地方振興局等）と各部局等担当課との結節点として、次に掲げる事務の総合調整を行います。
 - (1) 市町村支援メニューの活用促進
 - (2) 市町村支援メニューの更新
 - (3) 市町村の課題解決に向けて必要な支援のうち、市町村支援メニューの活用によらない個別支援に関すること
- 市町村行政課は、行政経営課とともに市町村支援推進部会の事務局を担います。

4 各部局等担当課

- 各部局等担当課は、次に掲げる事務を行います。
 - (1) 市町村支援メニューの活用に向けた相談・支援
 - (2) 市町村支援メニューによる支援に係る対象市町村の検討
 - (3) 市町村支援メニューに基づく支援の実施
 - (4) 新たな支援策のメニュー化に向けた検討
 - (5) 市町村支援メニューの活用によらない個別支援の実施・検討

5 復興支援・地域連携室（地方振興局等）

- 復興支援・地域連携室（地方振興局等）は、次に掲げる事務を行います。
 - (1) 市町村支援メニューの活用に向けた相談・支援（市町村の課題及び支援ニーズの把握を含む。）
 - (2) 市町村支援メニューの追加及び修正に関する各部局等担当課への要請・協議等
 - (3) 市町村の課題解決に必要な支援の実施（市町村支援メニューの活用によらない個別支援を含む。）
 - (4) 市町村支援メニューの活用によらない個別支援に関する各部局等担当課への要請・協議等

V 市町村支援プログラムの運用

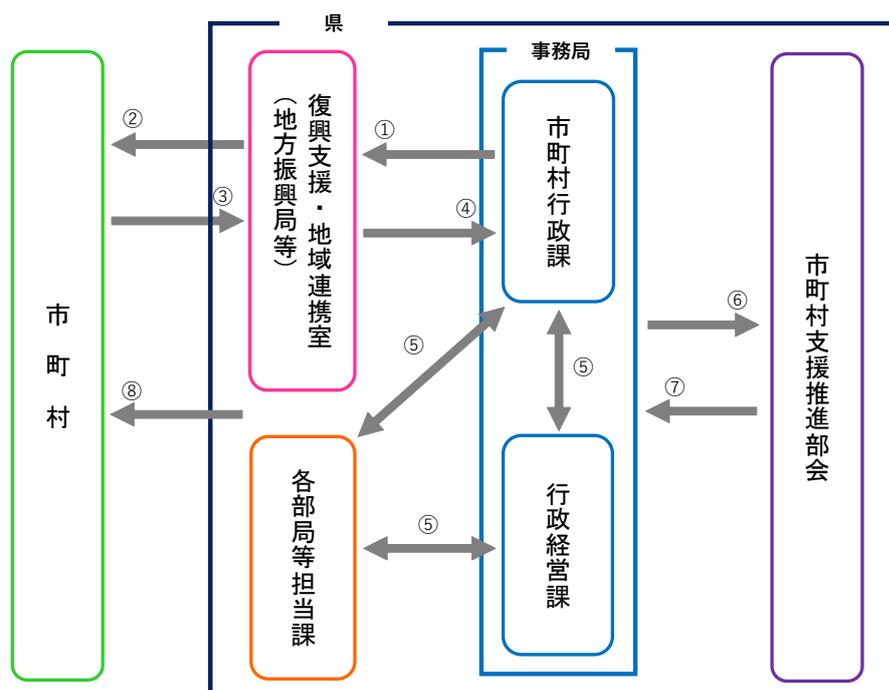
市町村支援プログラムは、市町村支援メニューの活用及び市町村支援メニューの更新の2つの手順により、運用していきます。

1 市町村支援メニューの活用

○ 県は、市町村支援メニューの活用を促すため、毎年度、市町村に対し市町村支援メニューの活用希望を照会し、市町村支援推進部会において支援対象市町村を決定の上、支援を行うことを基本とします。

※ 市町村支援メニューによっては、市町村から年度途中で随時申し込むこと又は各部局担当課の個別の照会から申し込むことも可能です（詳細は市町村支援メニューを参照）。

《市町村支援メニューの活用フロー図》

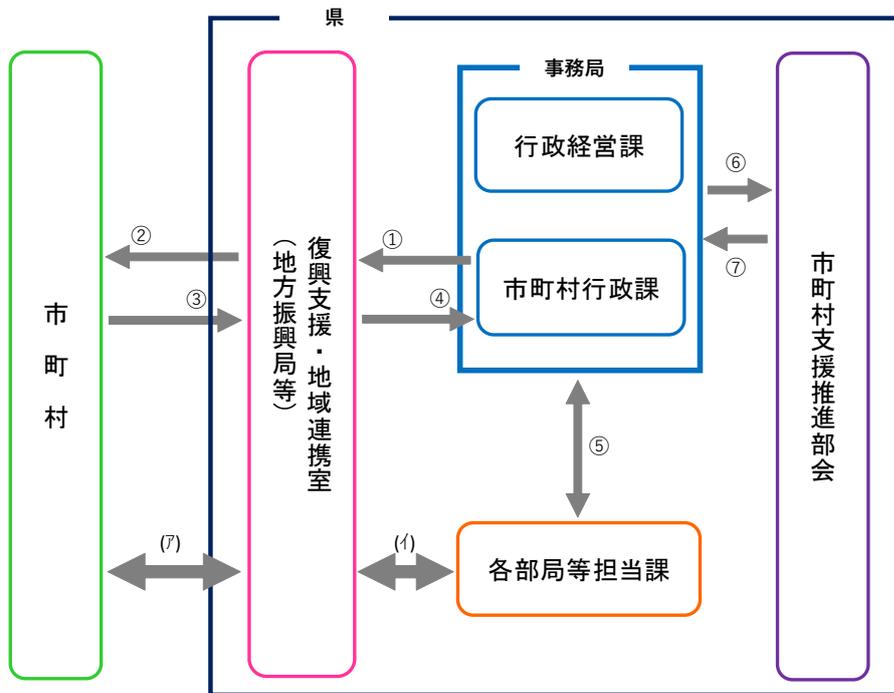


- ①② 市町村支援メニューの活用希望照会
- ③④ 市町村支援メニューの活用希望回答
- ⑤ 支援に向けた庁内調整
- ⑥ 支援対象市町村を協議
- ⑦ 支援対象市町村を決定
- ⑧ 市町村支援の実施

2 市町村支援メニューの更新

- 県は、市町村の課題及び支援ニーズの適切な把握に努め、毎年度、市町村支援メニューを見直していきます。

《市町村支援メニューの更新フロー図》



《定例》

- ①② 市町村支援メニューの更新に係る照会
- ③ 市町村支援メニューの更新に係る回答
- ④ 市町村支援メニューの更新に関し、意見を付して回答
- ⑤ 市町村支援メニューの更新に係る庁内調整
- ⑥ 市町村支援メニューの更新について協議
- ⑦ 市町村支援メニューの更新を決定

《随時》

- (ア) 市町村の課題、支援ニーズの把握
- (イ) 市町村支援メニューの追加及び修正に関する要請・協議等